

貝塚市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(一括回答)

(1)・(2)について、本市では毎年、岸和田市及び貝塚・岸和田両商工会議所ならびにハローワーク・府総合労働事務所との共催により、岸和田・貝塚合同就職面接会を開催し、両市内事業所と求職者に対する雇用の確保と創出に努めています。また同時に府が行う「労働なんでも相談」等の各種相談コーナーを併設するなど、雇用創出を促進している次第です。

さらに平成21年度からは、国に対して所定の届け出を済ませ、無料職業紹介事業を実施して、市内事業所を中心とした求人(事業所)と求職者のマッチングに努めているところです。

加えて、就職困難者等を対象にパソコン講座・ホームヘルパー講座などの職業能力開発事業の実施等、就労支援事業を拡充させて実施しております。

なお、平成20年度に「貝塚市就労支援計画」の一部改定を行い、この中で就労支援センター(コーディネーター2名配置)の各支援事業のさらなる充実と福祉関係各課との連携の充実を図ることなどを謳っており、計画の着実な遂行によって、市民の就労機会の拡大と就労困難者等の就労・自立の支援に向けて努力を重ねております。

一方本市では、大阪府と連携を密にし企業誘致を精力的に進めてきており、その産業集積拠点内に進出した企業を中心として、現在までの雇用創出は誠に大きく、多数の雇用が確保された状況です。

また、国の緊急雇用対策事業の実施については、平成21年度から23年度までの3ヶ年で福祉関連事業・農林業整備関連事業などを中心に11事業に亘って積極的に取り組んでおり、100名近くの新規雇用者を創出する計画としております。

今後とも、府や関係機関との連携に努めながら、雇用の創出・確保ならびに就労支援の充実に努めてまいります。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

本市広報紙・啓発チラシ等の配布などにより、その周知及び趣旨の徹底に適宜努めているところです。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

最近の厳しい雇用情勢のもと、とりわけ障害者等の就労困難者の就労支援の観点から、価格評価のみならず労働福祉の評価等を取り入れた総合評価入札制度の導入につきまちは、府下の実施状況を踏まえながら検討してまいります。

また、最低賃金については重要なことと理解できますが、契約書等に定めることは困難ではないかと考えます。

さらに、公契約条例につきまちは、現在取り組むべき社会的な問題であるという認識はありますが、この問題は本来、公共工事の品質の確保に関する法律と同様に、国が法律により規定すべきものと考えています。なお、公契約制度の確立については、今後、国や他の自治体等の動向を見ながら検討していきたいと考えています。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

本年7月育児介護休業法が改正され、政府は仕事と生活の調和を推進するために、男性も育児や介護に参加できる職場の環境づくりを進めています。

本市でも平成21年度作成の啓発誌『女と男のコスモネット』で「男性の介護」を取り上げ、

全戸配布し周知を図りました。また、国・府及び関係機関と連携しながら情報提供を行っています。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

本市湾岸地域における産業集積促進地域2地域の企業誘致については、順調に進捗してきております。その結果、人とモノの交流が盛んとなり、この地域を中心として活気を帯びてきております。また、市内の既存産業との融合については、商工会議所とともに研究し、本市産業の活性化に向けて検討してまいる考えです。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本市においては、本市産業の活性化を図り、もって市民生活の向上に資することを目的に、本市産業集積促進地域2地域に進出する企業等に対し、建設した家屋、取得した(または府から借り受けた)土地の固定資産税の年税額に相当する額を、納付された後それぞれ奨励金として3年間交付する制度、また大量汚水排除企業等に対する下水道使用料減免措置の制度を制定し、企業誘致を府との連携のもと積極的に推進してまいりました。

その結果、順調に進捗してきており、あと1区画を残すのみとなっておりますが、引き続き誘致活動を進めてまいります。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市では現在「貝塚市産業・観光振興ビジョン」に基づき、市内中小企業者が、新技術・新商品の開発や競争力の強化、製品の高付加価値化を促進するために産業財産権を取得した場合に補助金を交付する制度、また事業の積極的な展開を実施する場合に補助金を交付する制度、技術の開発・向上や事業経営の合理化等を図るための人材育成研修を修了した場合に補助金を交付する

制度、さらには国の「中小企業倒産防止共済制度」「小規模企業共済制度」「中小企業退職金共済制度」の掛金の一部を補助する制度など、広範囲にわたって助成等の施策を積極的に展開しているところです。

加えて、商工会議所と緊密な連携のもと、優良事業所・優良従業員表彰の実施をはじめ、小規模事業指導費に対する補助金制度、商店連合会への各種補助などを行っております。

また、中小企業に対する国・府の融資の斡旋を実施しているとともに、府の融資の一部に係る本市独自補助制度である信用保証料の補給を行っております。

市が発注する建設工事等（物品及び役務を含む）については、従来より業者の経営力・技術力等の経営実態と発注すべき物件の規模を勘案し、中小企業者育成の観点を踏まえながら発注を図っているところです。今後におきましても、特殊技術を要する物件や物品を除き可能な限り市内中小企業への発注に努めてまいります。

(4)（下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底）

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

（回答）

最近の不況情勢のもと、また公共工事の減少のなか、下請業者への配慮のため、関係官庁と連携しながら下請二法や下請ガイドライン等の指導を行ってまいります。

3．行財政改革施策

(1)（行財政改革の中期目標設定と情報公開）

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

（回答）

本市の行財政改革につきましては、平成18年度からの5年間を集中取り組み期間とする「貝塚市行財政改革実施計画」により、具体的な取り組み項目を掲げて進めているところです。また、計画の進捗状況については、毎年度ホームページにて公表しています。

(2)（府民との連携をより深めた行政運営の推進）

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

本市の「第4次総合計画」には、構想実現の方策として「市民との協働」による市民が主体となったまちづくりの推進を掲げております。

今日の多様化・複雑化したまちづくりの課題に対しては、それぞれの地域の個性を活かしたまちづくりに向け市民参画の制度を活用するとともに、地域団体やNPO等との連携をより一層深め市民の声を行政運営に反映してまいりたいと考えております。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、大阪府におきましては「大阪版地方分権」が積極的に進められ、平成22年度から24年度を目途に府下全市町村に特例市並みの権限を移譲するとされており、現在市町村との協議が行われているところです。

本市といたしましては、財源や人員の問題についてどのような措置がされるのかを見極めるとともに、市民生活の利便性に大きく寄与するものについては、積極的にその移譲を受けてまいりたいと考えております。

なお移譲を受けるにあたっては、市民生活に支障をきたさないよう、移譲事務の内容について周知に努めてまいります。また、移譲事務の必要性・効率性の検証につきましては、本市事務事業評価制度の活用も含め精査してまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方自治体が個性的かつ自立したまちづくりを進めていくうえで、その施策展開の裏付けとなる地方一般財源の確保が不可欠と考えており、本市として、地方交付税の増額をはじめ安定的な地方税財源の確保などについて、大阪府市長会を通して府・国に対して要望活動を行ってまいりましたが、今後も引き続き働きかけを行ってまいります。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市の事務事業評価は評価内容をすべて市民に公表することを前提に、市が行った事務事業についてその目的や成果・コストなどを詳らかにし、常に事務事業のあり方に課題意識をもったうえで評価を行うこととしており、市民本位の効率的・効果的な自治体運営を推進するための評価システムとなるよう取り組んでいるところです。

また、第三者による外部評価については、今後行政評価を充実させていくなかで検討してまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

「大阪府保健医療計画」は、これまで基準病床数の算定など量的な規制や整備に重点が置かれておりましたが、将来にわたり持続可能な医療体制の整備が必要であることを基に、医療制度改革を通じ安全・安心で質の高い医療の確保をめざし、平成20年3月に計画の見直しがされたところです。

本市におきましても、本計画の4事業である救急・災害・周産期・小児の各医療について大阪府と連携して進めているところですが、なかでも医師不足の影響が著しい産婦人科につきましても、市立泉佐野病院の周産期センターと市立貝塚病院の婦人科センターからなる泉州広域母子医療センターとして集約化を図り、大阪府南部全域の周産期医療を担っております。

また、社会問題化している医師不足の改善につきましても、地方自治体及び病院だけではコントロールが困難な状況のなかで、病院の損益よりも地域医療の充実を自治体病院の責任として優先させ、力を尽くしているところです。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

国は、平成21年度から介護報酬の改定(全体として3%上昇)を行い事業者による介護従事者の処遇改善を促進しましたが、さらに本年5月に介護職員処遇改善交付金制度を創設しました。この制度は、府が実施主体となり介護職員の賃金引き上げなどなお一層の処遇改善に取り組む事業者への資金交付を行うものであり、本市においては府の事務が円滑に処理できるように事業者への周知や府への基本的な事業者情報の提供等、協力態勢をとっているところです。

市の取り組みとしては、本市介護保険事業者連絡会において、事業者が主体的に実施する介護サービスの適正化や質の向上を目的とした研修の支援を行い、介護職員の専門知識の習得や人材育成に努めています。

福祉分野の人材の確保や育成については全国的な課題であることを踏まえて、今後も国や府と連携をとりながら強化を図ってまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障害福祉サービスの利用者負担の軽減措置については、これまで特別対策や緊急措置等により図られてきたところです。

また、今年の8月の総選挙により民主党を中心とする新政権が誕生したことから、今後「障害者自立支援法」が廃止され新たな制度に移行し、適切な利用者負担制度が確立されると思われるので、今後とも国の動向を注視してまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

社会環境の変化や職場の人間関係などにより、ストレスに悩む勤労者が増えております。本市では、平成15年3月に健康増進計画である「健康かいつか21」を策定し自殺・心の病対策に取り

組んでいるところですが、ストレスが過剰になると心と体のバランスが崩れ様々な病気を引き起こすことから、ストレスと上手につきあうための教室を開催し、また、心の問題を抱えている人には、保健所及び府立こころの健康相談センター等の紹介やリーフレットによる啓発活動などに努めているところです。

中小企業に対しましても同様の支援が考えられるところですが、新たに大阪労災病院などによる勤労者心の電話相談が開設されており、働く人々のために専門カウンセラーが相談に応じております。

また、平成20年5月に本市で初めて心療内科のクリニックが開設され、このクリニックには心の病で休職している人の職場復帰を支援するリワークカレッジも備えており、メンタルヘルスの治療に役立つものと考えております。

中小企業に対するさらなる啓発等については、商工会議所と連携のうえ、その充実に努めてまいります。

5 . 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

本市では、大阪府「次世代育成支援行動計画」の考え方を踏まえ、平成17年3月に「貝塚市次世代育成支援行動計画」を策定し、「次代の子どもが健やかに育ち、子育てに喜びと楽しさを感じるまちかいつか」の基本理念の実現に向け、保育や子育て支援に関わる事業の数値目標を設定しその達成に向け取り組んでまいりました。

昨年度には、新たに22年度から5年間を計画年度とする後期計画の策定に向け、本市の子どもを取り巻く状況や課題を把握するためのニーズ調査を実施し、現在新たな数値目標の設定をはじめとする策定作業に取り組んでいるところです。

子どもは次代を担う社会の宝であるとの認識のもと、子どもを産み育てる家庭を地域や社会で支え、子どもの心身の健全な育成が図れるための子育て支援策を推進してまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

各小学校の校門に配置している受付員につきましては、現状はシルバー人材センターに委託しており、小学校1校あたり4名を登録し、交替により常時1名を配置しております。配置時間は基本的には午前8時から午後6時15分までとしながら、留守家庭児童会の児童がいる間は、最長で午後7時まで時間延長しております。

今後につきましては、現在の社会情勢がこの事業に取り組むに至った背景に比べて決して好転している状況にないなかで、方法等の検証は必要ではあるが、子どもの安全を守るためには継続すべき事業であると考えております。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校1・2年生においては、大阪府の加配により、35人学級編制を実施しています。落ち着いて授業を受けることができない小学1年生の児童が増えるなかで、この少人数学級編制は効果をあげています。加配の継続及び拡充について今後も府に要望してまいります。

また、子どもたちが学ぶことや働くことへの意欲をもち、社会での自立への道筋をより明確にするために、本市では、小学校段階から子どもたち一人一人のキャリア発達を支援する教育を推進しているところです。全中学校においては、2年生が2日間もしくは3日間、地域の事業所等で職場体験を行っております。その中で子どもたちは働く喜びとその重要性を理解するとともに、目に見えない部分での大変さを認識し、自分の将来の進路を考えるきっかけとなっております。今後さらに、9年間を見通した各校区に応じたキャリア教育の取り組みにつきまして、研究してまいります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

小・中学生の保護者に対する就学援助制度や高校・大学生等に対する奨学金制度、また幼稚園児の保護者に対する保育料の減免制度など、教育の機会均等が損なわれることのないよう制度の継続に努めます。

日本学生支援機構及び大阪府育英会による奨学金制度の充実や、子どもを高校に通わせる家庭等への経済的支援について、今後も国や府に対して要望してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、平成14年4月に「児童虐待防止ネットワーク会議」を立ち上げ、18年2月には「要保護児童対策地域協議会」へと移行し市域の子どもに関わるあらゆる機関・団体と連携をもち、児童虐待の早期発見・早期対応や予防・啓発活動に取り組んでおりますが、相談件数の増加や複雑化する相談内容に対応するため、21年度より相談員の増員を行い児童虐待対応の充実に努めているところです。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

配偶者暴力防止法の改正を踏まえ、専門相談員による女性相談を活用しつつ、本年度から市の関係部局の連絡会議を開き、被害者支援方法の検討を行っています。

相談窓口については、市内公共施設等に「女性相談カード」を配置し、また市のホームページや広報紙で周知を図っています。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

2003(平成15)年3月に作成した「貝塚市男女共同参画計画(第2期) コスモスプラン」に基づき行動計画を推進するとともに、府や他市町村と連携して男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。

またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

温室効果ガス排出削減は世界的な地球環境という大きな問題であると考えております。本市におきましては平成19年2月に「貝塚市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスを、19～21年度までの3年間で17年度比3%削減することを目標に取り組んでいます。20年度末の検証では7%の削減が達成できています。

市域全体を対象とした計画は、平成20年2月に「貝塚市地域省エネルギービジョン」(初期ビジョン)を、また、21年2月に「同ビジョン」(重点テーマに係る詳細ビジョン)を策定し、市域全体のエネルギー消費量及び温室効果ガスの削減に向けた目標や取り組み等を設定するとともに、小学校への環境学習導入と市施設の省エネルギー化(ESCO事業等)の推進に取り組んでいます。

市民・事業者向けの啓発としては、ビジョンの概要版や省エネ行動のパンフレットに市民・事業者の省エネルギーに対する取り組み例を掲載し、各部門が一体となった削減ができるよう、全戸配布等により啓発に努めています。また今後、新エネ(再生エネルギー)の活用なども視野に入れながら、一般住宅用向け太陽光発電システム等の普及にも努めてまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本市においては、資源循環型社会推進のため、缶・びん、ペットボトル、プラスチック類の資源ごみの分別収集を行うとともに、家庭系可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋制を導入するなど、ごみの減量化・資源化に積極的に努めています。またリサイクル率については、平成19年度実績が22.6%で、毎年リサイクル率が向上しています。

今後については、現行の分別収集を徹底させるとともに、各関係機関や地域の減量等推進員との連携を図り、市民との協働による資源化施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

東南海・南海地震をはじめとする大規模地震に対処するため、本市におきましては、大阪府の被害想定に基づき、年次計画により食糧・飲料水等の備蓄を進めているところです。

住民参加型による防災訓練につきましては、自主防災組織が実施する避難訓練等に対しましてその活動費用の一部を助成するなど、消防と連携しながら促進しております。また、「貝塚市地域防災計画」の中で避難場所の確保や緊急医療体制の整備等について規定するとともに、避難場所への誘導標識については平成18年度から計画的に市内一円に整備しているところです。

土石流対策につきましては、ハード対策として土石流危険渓流地区での砂防堰堤の設置・地すべり地域対策事業・急傾斜地崩壊対策事業などが実施されており、ソフト対策として土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定や砂防訓練等を大阪府において実施しております。本市の取り組みといたしましては、平成19年度に「土砂災害・洪水ハザードマップ」を作成し市民に配布しております。また、土砂災害相互通報システムにつきましては本年度末で完了いたしますことから、来年度から本格運用され、大雨などの災害の危険性のある時の情報収集と提供に役立つものと考えており、災害時には効果的に活用できるものと認識しております。

河川改修といたしましては、本市の管理河川である稲谷川や小淵川等の護岸工事を年次的に実施するとともに、河床の浚渫工事については随時実施しております。また、府管理の2級河川については、地元要望を踏まえ大阪府に対し護岸等の整備等の要望を行っております。

津波・高潮対策としての海岸整備については、大阪府が事業主体となって、防潮堤の嵩上工事、水門の改修工事等、順次対策が講じられております。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

災害時に地域住民の避難場所となる学校施設の耐震化につきましては、これまでに屋内運動場を優先的に耐震補強工事や改築工事を実施してきたところであり、現在小・中学校合わせて耐震化率は、校舎が45.6%、屋内運動場が86.7%となっております。今後におきましても、国の補助制度の活用を図りながら、順次耐震補強に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度の強化につきましては、平成9年度から民間建築物の耐震診断費用に対しておおむね2分の1を補助してきたところですが、平成19年度からは制度の改正により、民間木造住宅の耐震診断に対して、要した費用のおおむね9割(ただし45,000円を限度として)を補助いたしております。

さらに平成21年度からは国・府の補助金を活用して、民間木造住宅の耐震改修に対して、要した費用の一部(ただし600,000円を限度として)を補助する制度を導入いたしましたが、広報紙をはじめ本市が開催する防災セミナー等を通じてこれらの補助制度を広く市民に周知することにより、住宅の耐震化を促進してまいります。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市におきましては、「犯罪のない安全で安心なまち」の実現をめざし、貝塚警察署や防犯関係団体と連携協力しながら犯罪防止に向けた取り組みを実施しているところです。

なかでも地域コミュニティである市内の各町会・自治会の代表等により組織された貝塚市防犯協議会におきましては、ひたたくり防止キャンペーンや夏季の防犯パトロール及び歳末の夜警活動等を通して、平素から地域に密着した街頭犯罪防止活動を展開しているところです。

次に登下校時の子どもの安全確保として、地域のボランティアの方々によって結成された「子どもの安全見まもり隊」に、平成21年4月現在で2,700名以上の方が登録していただき、校区の実情に応じた見守り活動を行っていただいております。その活動の充実を図るため、平成18年度から府の事業としてスクールガードリーダーを配置し、巡回指導を行っているところです。

また、民間警備会社に委託した「セーフティパトロール隊」が登下校時の子どもの安全を見守るとともに、子どもに危害が及ぶ事案が発生した場合に、予め登録申し込みがあった携帯電話等にインターネットメールで情報を伝達する「こどもの安全ライブメール（こあらメール）配信事業」を実施しているところです。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共公益施設の整備の促進に努めています。民間施設の整備については、引き続き指導等を行ってまいります。

鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、乗降客数の多いJR和泉橋本駅及び水間鉄道貝塚駅について、鉄道事業者に対し早期に事業を行うよう働きかけています。

本市のバリアフリー化の取り組みといたしまして、南海貝塚駅に設置されましたエレベーター

をはじめ、市道駅南線や市道脇浜石才の歩道の拡幅や段差解消などバリアフリー対策工事に取り組んでおります。

また、本市の抱えております公共交通の課題対策といたしまして、地域公共交通活性化・再生総合事業に取り組み、市民ニーズや高齢化社会を見据えた公共交通のあり方を検討してまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

大阪府や他市町村と連携して、人権侵害を受けた被害者救済法のための制度確立を国に働きかけています。また女性相談や人権擁護委員による人権相談等を実施し、市関係部局及び地域ネットワークと連携して人権侵害に対応しており、人権講座や人権を守る市民のつどい等を実施し、人権啓発に努めています。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実に努めるとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本年8月に関連団体と共同で「平和を願う映画のつどい」を開催し、戦争の非人間性と悲惨さ、平和の尊さを市民に訴えました。

また、市庁舎敷地内には、平和祈念像・核兵器廃絶平和都市宣言碑・平和のともしび像等を設置して市民に平和を訴えており、毎年原爆死没者の慰霊及び平和祈念の黙禱を行っています。

各学校では「貝塚市平和教育基本指針」に基づき、平和教育に組織的・計画的に取り組んでおり、小中学校で夏休み中に平和登校を実施しています。さらに、小学校は広島、中学校は長崎・沖縄への修学旅行で反戦・平和を学習しています。